

広告付きユニフォームの使用禁止について(再掲)

最近、メーカーのネームやロゴが大きく入った安価な『広告付きユニフォーム』が多く出回っていますが、高等学校体育連盟の活動は『学校教育の一環として行われるものであり、アマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。』(高等学校体育連盟競技者及び指導者規程)ことから、高等学校体育連盟が主催する大会ではこれらの『広告付きユニフォーム』の着用は認められておりません。

平成30年度7月以降、**高体連主催大会においては『広告付きユニフォームの使用禁止』を徹底することといたしましたので**、高等学校体育連盟の規定及び日本卓球ルールを正しくご理解いただくとともに、規定・ルールの遵守をお願いいたします。

広告付きユニフォームとは

日本卓球ルールでは「**通常用いる競技用服装メーカーの商標、シンボルマークあるいはネームは、全面積が24cm²以下であること。**」(日本卓球ルール2.2.5.8.1)とされており、このほかに認められるのは「**競技者が所属するチームに関する広告(高体連主催大会の場合は選手が所属する学校の校章や学校名など)**」のみになります。

これ以外の商標・シンボルマーク・ネームが入ったユニフォームはすべて『広告付きユニフォーム』となります。メーカーの商標、シンボルマークあるいはネームの全面積が24cm²を越えているユニフォーム(胸や背中に大きく「**■nd○■**」とか「**▲ON▲C**」と入っているなど)や、所属チーム以外のチーム名(通っている卓球スクールの名前など……サイズは24cm²以下でも)が入ったユニフォームもすべて『広告付きユニフォーム』です。